

かながわ県民活動サポートセンター協議会委員募集要項（第9期）

1 協議会委員

かながわ県民活動サポートセンター協議会（以下「協議会」と言います。）は、利用者の意見をかながわ県民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」と言います。）の運営に反映させ、県民に開かれたものとするとともに、利用者の自主的な活動を一層促進するために、平成15年11月に設置されました。このたび、協議会の第9期委員を募集します。

2 協議会の活動内容

協議会は、サポートセンターを利用する方の中から応募・選考された委員により自主的に運営されるもので、次のことを行っています。

- ① サポートセンターの運営及び利用についての協議
- ② 幅広く意見交換を行う「交流の場」の企画・運営
- ③ その他必要と認める事項

3 募集する委員の数

20名以内（再任委員は原則10名以内）です。

4 委員の任期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

5 応募資格

次のすべてに該当する方です。

- ① サポートセンターを利用している方若しくは今後利用される意志があり、自主的・非営利・社会貢献活動を行っている方
- ② サポートセンターにおいて、宗教活動・政治活動を行わない方
- ③ サポートセンター協議会に積極的に参加する意志のある方

6 募集期間

令和2年1月6日（月）から令和2年2月14日（金）（必着）です。

7 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、9階フロントの応募箱に投入するかFAX、郵送等により協議会事務局宛に提出してください。

宛 先：〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民活動サポートセンター協議会事務局
（かながわ県民活動サポートセンターボランティア活動サポート課）
FAX：045-312-4810 ボランティア活動サポート課宛

8 選考方法

- (1) 選考会（非公開）において選考を行います。
- (2) 選考会は、第8期協議会委員で構成します。
- (3) 応募者が募集人数に満たなかった場合も、選考会で選考を行います。
- (4) 選考会における選考結果について協議会で承認することにより第9期協議会委員を決定します。
- (5) 選考に際しては、1団体から1名を上限とし、年齢層・活動分野及びかながわ県民活動サポートセンターにおける活動頻度が偏らないよう留意します。なお、団体に所属している方でも、個人としての応募も可能です。
- (6) 選考に際しては、協議会活動に実際に参加できるかどうかについても確認し、参加可能性の高

い応募者を優先します。

9 委員の決定・公表

協議会で承認された委員の方には、協議会事務局を通じて委員決定通知書を送付するとともに、委員の氏名、所属団体をかながわ県民活動サポートセンター内に掲示します。

10 スケジュール

令和元年 12 月頃 募集ポスターの館内掲示等で募集の広報を開始します。

令和 2 年 3 月頃 選考会、協議会、決定通知、公表

11 サポートセンターの協力

サポートセンターは、協議会が円滑に運営されるよう、協議会の日程調整、連絡、会場の確保、会議記録の作成に関する協力を行います。

(附則)

この要項は、令和元年 11 月 1 日から施行します。